

審査基準

令和7年2月13日作成

| | |
|----------|--|
| 法令名 | 示威行進及び集団示威運動に関する条例（昭和24年米子市告示第116号） |
| 根拠条項 | 第1条 |
| 処分の概要 | 示威行進及び集団示威運動の許可 |
| 原権者（委任先） | 鳥取県公安委員会 |
| 法令の定め | 示威行進及び集団示威運動に関する条例第2条（申請書の提出）、第3条（申請書記載事項）、第4条第2項（不許可理由書の送付）、第4条第3項（条件付許可） |
| 審査基準 | 次のいずれかに該当すると認められる場合を除き、許可するものとする。 (1) 実施の時間、場所、方法等により、交通が著しく混乱することが明らかであるとき。 (2) 実施の時間、場所、方法等により、市議会の審議、裁判所の裁判権の行使その他官公庁等の事務が著しく阻害されることが明らかであるとき。 (3) 実施の時間、場所、方法等により、人の生命、身体に危険が及び、財産に対する重大な損害が発生し、又は平穏かつ正常な社会生活が著しく乱されることが明らかであるとき。 (4) 実施の時間、場所、方法等により、公共の安全と秩序に直接危険が及ぶことが明らかであるとき。 |
| 標準処理期間 | 示威行進及び集団示威運動の許可については、実施の時間、場所、方法等から、公共の安全と秩序等に危険を及ぼすか否か個別に判断を行う必要があるため、具体的な標準処理期間を設けることが困難であり、標準処理期間は定めないこととしている。 |
| 申請先 | 米子警察署警備課 |
| 問い合わせ先 | 米子警察署警備課又は警察本部警備部警備第二課 |
| 備考 | |